

# 独占禁止法に違反するとどうなるのでしょうか

事業者や事業者団体が独占禁止法に違反する行為を行った場合には、どのような手続により、どのような措置が採られるのでしょうか。

公正取引委員会が独占禁止法違反行為をどのように取り上げ、どのように処理をするのか、事件の処理の仕組みと流れを説明しましょう。

## 1 違反事件の処理手続

### (1) 事件のはじまり

違反事件として公正取引委員会が審査を開始するきっかけとなる事実を、事件の「端緒」といいます。

端緒としては、外部の者からの申告、職権探知（公正取引委員会自らが新聞や業界誌などで違反を探知すること）、課徴金減免制度による違反企業からの報告、発注機関からの通報などがあります。

独占禁止法に違反する事実があると思う者はだれでも、公正取引委員会に調査をしよう求めることができます（45条）。これを「申告」と呼んでいます。

#### 申告の仕方

申告は書面でも口頭でも構いませんが、公正取引委員会が事件として取り上げ、調査するかどうかの判断をするためには、次の事項ができるだけ明らかにされた書面による申告の仕方が望まれます。

ア 申告者の住所、氏名（申告者がだれであるかの秘密は厳守されますので、できるだけ匿名は避けてください）

イ 入札談合の疑いがある行為者の住所、氏名又は名称、代表者名

ウ 入札談合の疑いがある具体的事実（だれが、いつ、どこで、何を対象に、どのような方法で、何をしたかなど）

エ 申告される方が、その情報をだれから、いつ、どのような方法で入手したのか。

### (2) 事件についての調査

事件の端緒に接すると、公正取引委員会は調査を開始します。調査には**行政調査手続**と**犯則調査手続**があります。

行政調査を行うのは、公正取引委員会の職員の中から事件ごとに指定される本局の審査局及び地方事務所の審査官です。審査官には、調査のために必要な次の権限（行政調査権限）が与えられています。

- ① 企業の事務所などへ立ち入り、帳簿その他の書類を検査すること（立入検査といえます）

- ② 帳簿その他の書類の提出を命じ、それを留めて置くこと
- ③ 関係者に出頭を命じて、事情を聴取すること
- ④ 関係者から報告を徴すること

### (3) 行政調査結果に基づく措置

調査の結果、独占禁止法に違反する行為があるとき（違反行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるとき）は、公正取引委員会は、違反行為を行っていた事業者や事業者団体に対し、違反行為を排除するために必要な措置を命じます（**排除措置命令**）。

また、課徴金の納付を命じます（**課徴金納付命令**）。

排除措置命令書には、主文と事実及び法令の適用が記載され、命令書の謄本を送付して行われますが、場合によっては、関係者を呼び出して直接手渡す方法（直接送達）が取られることもあります。

### (4) 処分前手続

排除措置命令等の処分に当たっては、相手方事業者に対し、あらかじめ、意見を述べ、証拠を提出する機会を付与しています。この処分前手続について、従前は当該事件を担当した審査官と当事者（排除措置命令の名宛人となるべき者）の二面構造で行われていましたが、平成 25 年の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）により導入された意見聴取手続においては、公正取引委員会が事件ごとに指定する職員（**意見聴取官**）が主宰することとされました（当該事件について審査官の職務を行ったことのある職員は指定できないことになっています）。

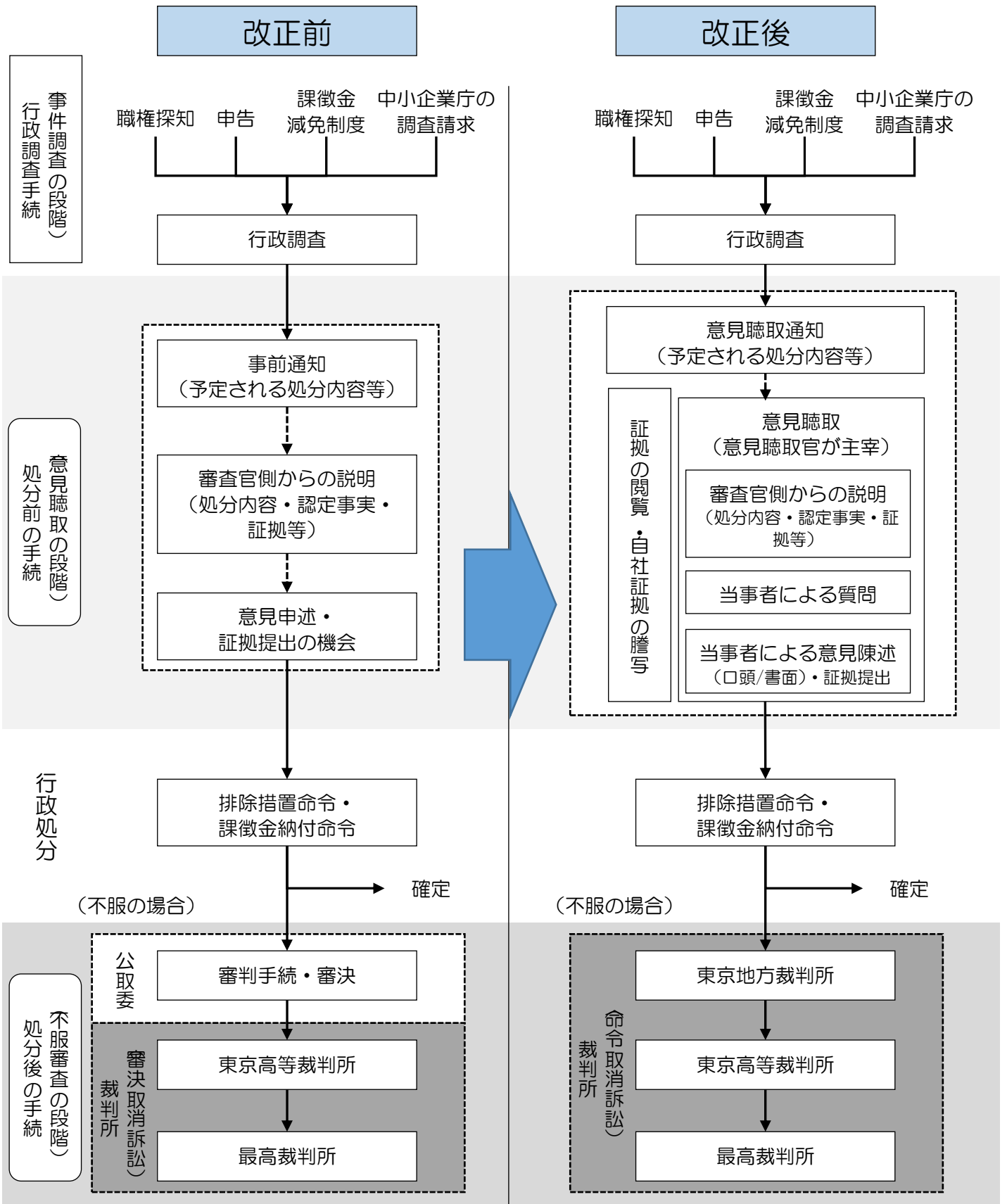
意見聴取期日においては、意見聴取官の指揮の下に、審査官から、予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実、法令の適用、主要な証拠を説明し、これに対し、当事者は、意見を述べ、証拠を提出し、意見聴取官の許可を得て審査官に質問を行うことができます。

また、当事者は、意見聴取の通知を受けた時から意見聴取が終結するまでの間、公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧を求めることができ、閲覧の対象となる証拠のうち、自社が提出した物証及び自社従業員の供述調書については謄写を求めることができます。

### (5) 不服審査手続

平成 25 年の改正により、審判制度が廃止され、公正取引委員会の行政処分（排除措置命令等）に対する不服審査（抗告訴訟）については、その第一審機能は地方裁判所に委ねることとされ、第一審については、**東京地方裁判所の専属管轄**とされました。

# 独占禁止法違反事件処理手続（平成 25 年改正前後）



## 2 排除措置命令

違反が認められた場合には、公正取引委員会は、その違反行為を排除し、競争を回復させるために必要な措置を採るよう排除措置命令を出します。違反行為が既になくなっている場合でも、なくなった日から5年を経過していなければ、特に必要があるときは、排除措置命令を行うことができます。

排除措置の内容は、入札談合の場合、通常、次のような措置が命じられます。

- ① 入札談合をやめること（又は既にやめたことを確認すること）を取締役会で決議すること
- ② ①の決議を他の入札談合参加事業者に通知すること
- ③ 入札談合をやめたことを発注者に通知するとともに自社の従業員に周知徹底すること
- ④ 再発防止のために必要な措置をとること
- ⑤ 今後、入札談合を行わないこと
- ⑥ 命令に従って採った措置を公正取引委員会へ報告すること

## 3 課徴金納付命令

入札談合を行った場合には、事業者や事業者団体の構成事業者は、一定の算定率に従い、課徴金を国庫に納付するよう命じられます。

$$\boxed{\text{課徴金額}} = \boxed{\text{談合の実行期間中の対象商品又は役務の売上額}} \times \boxed{\text{課徴金算定率}}$$

ア 課徴金の算定率（対象の商品又は役務の売上額に乗ずる率）は、次表のとおりです。

	業種	原則	早期解消 (2割軽減)	再度の違反 (5割加算)	主導的役割 (5割加算)
大企業	製造業等	10%	8%	15%	15%
	小売業	3%	2.4%	4.5%	4.5%
	卸売業	2%	1.6%	3%	3%
中小企業	製造業等	4%	3.2%	6%	6%
	小売業	1.2%	1%	1.8%	1.8%
	卸売業	1%	0.8%	1.5%	1.5%

中小企業	業種	資本金の額	従業員の数
※ 資本金又は従業員の数が、それぞれ右表の額または人数以下	製造業、建設業、運輸業など	3億円	300人
	卸売業	1億円	100人
	小売業	5千万円	50人
	サービス業	5千万円	100人
	ゴム製品製造業（一部除く）	3億円	900人
	ソフト・情報処理サービス業	3億円	300人
	旅館業	5千万円	200人

入札談合に対する課徴金の算定においては、違反事業者が早期に違反行為をやめた場合（下記 i）には軽減した率が、再度の違反を行った場合（下記 ii）や主導的役割を果たした場合（下記 iii）にはそれぞれ加算した率が適用されることとなります。

i 公正取引委員会の調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ（早期離脱）、かつ、違反行為の実行期間が2年未満である事業者に対しては、2割軽減した率が適用されます。ただし、当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける場合は適用されません。

ii 公正取引委員会の調査開始日から遡って10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対しては、5割加算した率が適用されます（再度の違反）。  
課徴金納付命令を受けたことがある事業者は、その後10年以内に別の商品（もの）で、再びカルテル・入札談合等を行った場合でも、5割加算した率が適用されることとなります。

iii カルテルや談合を主導した事業者（主導的役割）に対しては、5割加算した率が適用されます。

国土交通省土佐国道事務所及び高知河川国道事務所発注の土木工事談合事件（平成24年 措置）において、談合を主導した事業者（3名）に対し、初めて5割加算した率が適用されていますが、その後も、以下のとおり、適用される事件が発生しています。

- ・東京電力発注の架空送電工事談合 ほか (平成25年 措置)
- ・関西電力発注の架空送電工事談合 (平成26年 措置)
- ・鉄道・運輸機構発注の北陸新幹線消融雪設備工事談合 (平成27年 措置)
- ・地方公共団体（東北地区）発注のポリ塩化アルミニウム供給談合（平成28年 措置）
- ・東日本高速道路㈱ 東北支社発注の舗装災害復旧工事談合 (平成28年 措置)
- ・東日本高速道路㈱ 関東支社発注の舗装災害復旧工事談合 (平成28年 措置)

なお、再度の違反と主導的役割の双方に該当した結果、加算率が10割となった事業者も出ております。

イ 違反が認定されても、算定した課徴金の額が100万円未満の場合には、課徴金の納付は命じられません（いわゆる「裾切り」）。

また、カルテルが長期間に行っていた場合でも、課徴金の算定は3年を限度としています。

ウ 違反事業者が、同一事件について、課徴金と罰金の双方が併せて課（科）され

るときは、罰金額の2分の1に相当する金額が課徴金から控除されます。

エ 課徴金の納付命令は、排除措置命令と一緒に出されます。

#### 4 課徴金減免制度

(1) 事業者が自ら関与したカルテルや入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に報告した場合、課徴金が減免（免除又は減額）されます。

公正取引委員会が調査に入る前に他の申請者よりも早期に報告するほど、課徴金の減免額が大きくなります。

○ 調査開始日前の1番目の申請者——課徴金を免除

○ 調査開始日前の2番目の申請者——課徴金を50%減額

○ 調査開始日前の3～5番目の申請者——課徴金を30%減額

○ 調査開始日後（20日以内）の申請者——課徴金を30%減額

合計5社（調査開始日後は最大3社）まで課徴金が減免されます。

課徴金減免制度は、カルテルや入札談合が秘密裏に行われるため、違反の発見や事案の解明が困難であること、また、企業が法令遵守体制を整備し、違法行為を発見しても、公正取引委員会へ申告するインセンティブがないこと等を踏まえ、違反事実を自ら報告してきた者に対して課徴金を減免することにより、カルテルや入札談合の摘発と事案の真相解明を容易にし、違反行為の防止を図る目的で導入された制度<sup>1</sup>です。

虚偽の報告をしたり、他の事業者に違反行為を行うよう強要したり、他の事業者が違反行為をやめるのを妨害するような場合は課徴金の減免は受けられません。

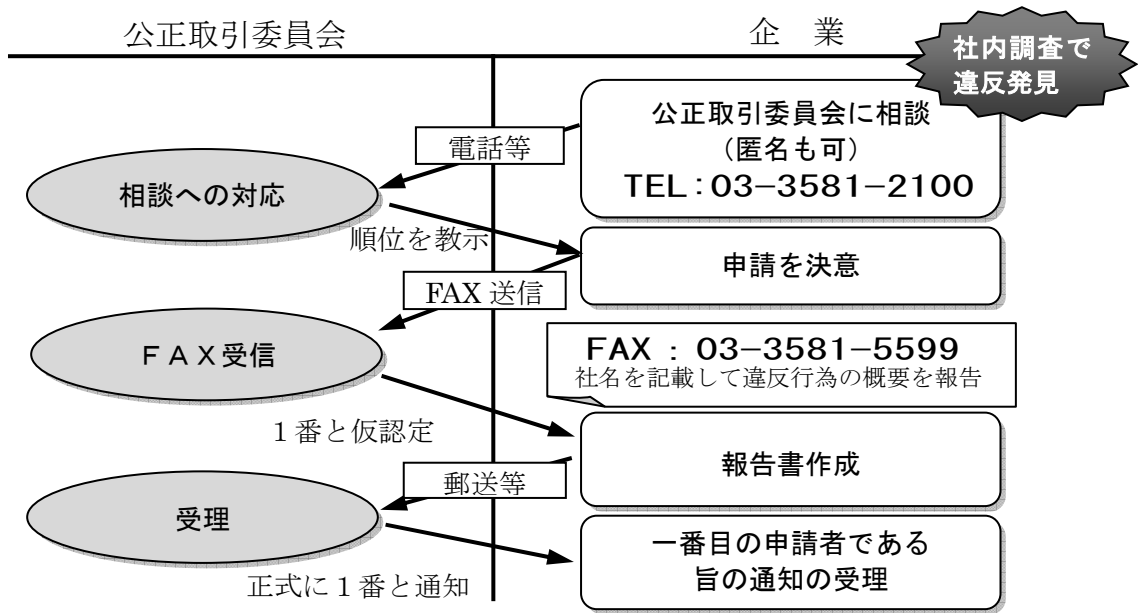
なお、同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請が認められています。

(2) 調査開始日前の1番目の申請事業者及びその役員・従業員等に対しては、公正取引委員会は、刑事告発を行わない旨の方針（虚偽の報告や追加報告の求めに応じない場合等を除きます。）を表明しています。

(3) 課徴金減免制度<sup>2</sup>を利用しようとする場合の手続は、次のようになります。

<sup>1</sup> 公共入札における談合事件において減免申請した事業者については、指名停止期間を2分の1とするとの申合せがあります（「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」）

<sup>2</sup> 公正取引委員会では、平成28年6月1日以降に課徴金減免制度に基づく報告等を行い、適用を受けた事業者については、一律に公表することとしています。



## 5 刑事罰

(1) 違反行為に対する処分は、公正取引委員会の行政処分を中心に行われますが、一定の違反行為には刑事罰（懲役及び罰金）が適用されます。

不当な取引制限（入札談合）や私的独占については、違反を行った者（個人）は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金が科せられ、法人（企業）については両罰規定が適用され、5億円以下の罰金が科せられます。

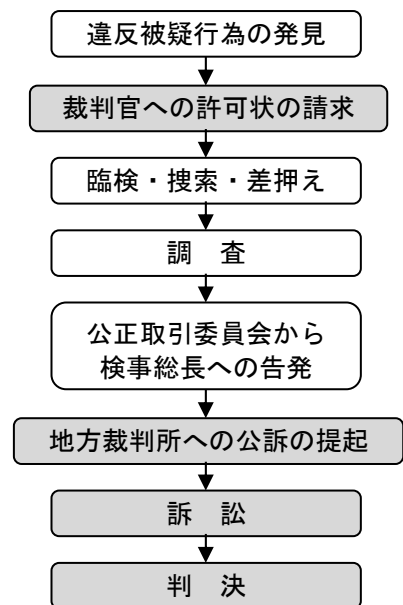
また、検査妨害などに対する罰則は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金です。

(2) 独占禁止法違反で刑事罰を科すためには、公正取引委員会は検事総長に告発する必要があります。

平成17年の改正で、公正取引委員会は、刑事罰を科すべき事件（犯則事件）を調査するため、裁判所の許可状（令状）をもって強制的に捜索・差押えなどが行える**犯則調査権限**が与えられました。

犯則事件は、審査局の犯則審査部が担当しています。

公正取引委員会は、下表の①、②のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由のある独占禁止法違反被疑事件を犯則調査の対象としています。



## 公正取引委員会の刑事告発方針

公正取引委員会は、次の2事案について、積極的に刑事処罰を求めて告発を行う方針である。

- ① 一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、数量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコット、私的独占その他の違反行為であって、**国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案**
- ② 違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる**事案**

(3) 公正取引委員会が入札談合関連で告発した違反事件は次のとおりです。

- |                      |  |
|----------------------|--|
| ① 社会保険庁発注のシール談合      | ⑧ 市町村等発注のし尿処理施設工事談合                    |
| ② 下水道事業団発注の電気設備談合    | ⑨ 名古屋市営地下鉄工事談合                         |
| ③ 東京都発注の水道メーター談合     | ⑩ 緑資源機構発注の林道地質調査談合                     |
| ④ 防衛庁発注の石油製品談合       | ⑪ 鉄道建設・運輸整備支援機構発注の北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事談合 |
| ⑤ 東京都発注の水道メーター談合     | ⑫ 東日本高速道路(株)東北支社発注の舗装災害復旧工事談合          |
| ⑥ 国土交通省発注の鋼橋上部工事談合   |  |
| ⑦ 日本道路公団発注の鋼橋上部工工事談合 |  |

## 6 損害賠償

### (1) 損害賠償

入札談合等の独占禁止法違反で被害を受けた発注者は、談合を行っていた事業者に対し損害賠償を請求することができます。

独占禁止法は、確定した行政処分があることを前提に、被害者が損害賠償をし易くする特別の規定（第25条）を設けていますが、民法第709条の不法行為による損害賠償請求も可能とされています。

損害賠償請求が積極的に活用されれば、競争秩序の回復と違反行為の抑止（違反を思い止まらせる効果）が同時に図られるとの観点から、公正取引委員会は被害者を支援する趣旨で、裁判所から請求があった場合には、立証に必要な資料を提供するなどの対応をとっています。

入札談合における損害額は、一般的には、当該契約の落札価格から談合行為がなければ存在したであろう落札価格を差し引いた差額であると推定されています。談合があれば、公正な競争が行われている場合との差額分の損害が発生するという最高裁判決（日本下水道事業団発注の電気設備工事談合に係る損害賠償訴訟平成14年7月18日判決）もあります。

従来、入札談合に対する損害賠償請求においては、被害者による損害額の立証



が困難という問題がありましたが、民事訴訟法第 248 条に基づき、裁判所の職権により、相当な損害額を認定することが可能となり、入札談合事件について、裁判所は、同条に基づき、相当な損害額を認定しており、判例の蓄積が進んでいます。

**【民事訴訟法第 248 条（損害額の認定）】**

損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

**（２）株主代表訴訟**

独占禁止法違反で課徴金の納付を命ぜられた法人事業者の株主が当該法人の役員に対して損害賠償請求する事例が見られるようになっていきます。課徴金減免申請を怠ったことに対して損害賠償請求している例も見られます（NTT東日本等発注の光ファイバーケーブルカルテル事件 平成 22 年措置 など）。

**7 その他の措置**

公正取引委員会が採る措置ではありませんが、独占禁止法違反があったとして、発注官庁による入札への指名停止処分が行われております。最近では停止期間も長くなってきており、2 年という例もあります。

独占禁止法違反は、一部の事業（商品・工事）であっても、会社全体の事業が指名停止の対象とされ、また、一部の支社や営業所に限った行為であっても、全国の地方自治体から指名停止の対象とされるといった場合もあります。

さらに、違約金条項により違約金を課す例がみられ、その率も最近では、契約金額の 20% という高率の条項を盛り込んでいる発注官庁まで出てきています。

建設業者が独占禁止法違反で、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたときは、建設業法に基づく監督処分が行われることがあります。

処分の内容は、1 年以内の期間を定めての営業の全部又は一部の停止（建設業法 28 条）というものです。